

あんしん共済

専門的・家内労働者や個人事業者の皆様が、予期しない病気やケガで働けなくなったときの「生活の安定」を目的に、(公財)東京都中小企業振興公社が事業の運営を行っています。

特 徴

●休業時の生活保障を主な目的とした共済制度です。

通院や自宅療養の場合も入院と同額の共済金が受け取れるという、他に例のない制度です。

●仕事に関係しない病気やケガでも給付の対象となります。

●1日目から共済金が給付されます。

病気やケガによる入院・通院・自宅療養で、終日休業しなくてはならない日が連続して6日以上続いた場合に初日分から共済金をお支払いします。

※連続した就労不能状態が5日以内の場合は共済金給付の対象になりません。

●診察なしで加入申込みができます。

健康についての告知のみで、医師等による診察の必要はありません。

加入できる方

15歳から75歳までの、健康で現在働いている方で、次の方が加入できます。

- ① 都内在住又は在勤の専門的・家内労働者とその家族従業者
- ② 従業員4人以下の製造業又は製造小売業を営む都内在住又は在勤の個人事業者とその家族従業者

※ただし、75歳までに加入し、継続したい方は80歳まで継続して加入できます。

		A 型				B 型			
給 付	共済金 (病気やケガで連続して6日以上働けなくなったとき、初日に遡ってお支払い)	1日 3,000 円 (1年間 最高 54 万円)				1日 5,000 円 (1年間 最高 90 万円)			
	見舞金 (死亡されたとき)	18 万円				30 万円			
掛 金	年 齢 区 分	15 ～ 64 歳		65 ～ 80 歳		15 ～ 64 歳		65 ～ 80 歳	
	男 女 区 分	男	女	男	女	男	女	男	女
	月 払 い(円)	1,800	1,600	2,800	2,600	2,800	2,400	4,500	4,000
	半年払い(円)	10,350	9,200	16,100	14,950	16,100	13,800	25,875	23,000
	一括払い(円)	19,800	17,600	30,800	28,600	30,800	26,400	49,500	44,000

問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社

〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局 秋葉原庁舎



フリーダイヤル

(ハイローキョウサイ)

0120-816093